

参議院通商産業委員会會議録第四号

昭和二十七年十二月十二日(金曜日)午後二時一分開会

出席者は左の通り

理事

委員

松本 昇君

栗山 良夫君

竹中 七郎君

古池 信三君

左藤 義詮君

松平 勇雄君

山本 米治君

小松 正雄君

島 清君

石川 清一君

國務大臣

通商産業大臣 小笠原三九郎君

政府委員

通商産業省 公益事業局長 石原 武夫君

事務局側

常任委員会 林 誠一君

常任委員会 山本友太郎君

常任委員会 小田橋昌壽君

常任委員会 小田橋昌壽君

本日の会議に付した事件

○連合委員会開会の件

○派遣議員の報告

○電気及ガスに関する臨時措置に関する法律案(内閣送付)

○理事(竹中七郎君)

只今から通商産業委員会を開きます。

最初に連合委員会開催につきましてお諮りいたします。経済安定委員長から電源開発の調査について連合委員会

の申込を受けておりますので、昨日の委員長理事打合せにおいて、本日午後三時から連合委員会を開くについて打合せしたのでありますが、さよう決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○理事(竹中七郎君) 御異議ないものと認めましてさよう決定いたします。

○理事(竹中七郎君) 次に只見川視察報告をお願いいたします。

○島 清君 御指名を頂きましたので、私から只見川の視察等につきまして御報告を申し上げます。

只見川電源開発の視察の経過並びにその状況についての御報告でございますが、派遣された議員は、結城委員、滝野委員及び私の三人でございます。そのほか現地に参加いたしました福島県内は松平委員及び民主クラブの油井議員、新潟県内は北村議員がそれぞれ参加されました。

先づ視察した行程につきましてその概要を説明いたします。先づ福島県側に入り、東北電力及び福島県より両者の主張であるいわゆる本流案に対する説明を聴取、その後その計画予定地点、既設及び工事の発電所を只見川本流に沿って下流より上流へ現地を視察いたしました。先づ片門発電所最大出力三万八千ワット及び柳津発電所最大出力五万五千ワットの工事現場を視察いたしました。両発電所は只今の建設工事である、発電機二台を据付け、将来更に一台を増設し得る設計で、昨年十二月に殆んど同時に着工、

二十カ月に竣工の予定で、視察時の出来高は六五％に達しておりました。次いでその上流にある宮下発電所既設最大出力三万二千ワットに対し三万二千ワットの増設工事を視察、次いで竣工後間近沼沢沼発電所最大出力四万三千ワットを視察しました。本発電所は他の発電所のごとく只見川の落差を利用せず、余剰電力のある場合に本流の水を沼沢沼に揚水貯溜し、必要ときに之を放流して発電せんとする特殊な発電所であり、本流沿いに沼沢沼発電所の上流に先般水水利権問題で東京電力と係争中の上田地点最大出力四万二千六百ワット及び本名地点最大出力五万五千ワットの工事現場があります。両発電所共に片門、柳津と同様に差当り発電機二台を据付け、将来更に一台を増設し得る設計であり、水利権移転に伴う諸手續完了後直ちに着工、積雪期を目前に控えて着地と掘削工事を進めておりました。上田は二十九年三月、本名は二十九年七月竣工を予定しております。

これより上流は未開発地域でありまして、流地点最大出力十二万三千ワット、及び田子倉地点最大出力二十四万ワットの両地点を視察いたしました。

流地点の開発は相当遅れるものと思われ、田子倉地点は一部落全戸浸水するため目下その移住先について福島県のはうで斡旋を始めているとのことでした。

これより上流は車の通じる道路がなく、会津若松に引き返しました。田子倉上流とは前流地点最大出力十二万ワット、奥只見地点最大出力三十六万ワット、奥只見地点最大出力五万五千ワット、尾瀬原地点最大出力十五万七千ワットが残されていくわけであり、なおこの際お断りしておきますが、これらの計画数字は一応東北電力提出の資料によっておりますが、のちに申し上げますOCI勧告の本流案ではこの辺の計画は相当の差異があり、特に前流地点は前流八万ワット及び大島七万ワットの二地点に分けております。

かくて、只見川中流部の視察を終り、新潟県に入りまして、新潟におきまして新潟県よりいわゆる分流域案について説明を聴取、次いで分流域案による開発計画予定地点を下流より順次現地視察を行なつた次第であります。即ち視察所最大出力五万五千ワット、湯の谷第三発電所最大出力八万ワット、湯の谷第二発電所最大出力八万ワット、湯の谷第一発電所最大出力二十五万ワットをそれぞれ、開発する計画にて、各地点について説明を聴取した次第です。これらについてもOCIは異なる数値を挙げています。次いで分流域案、本流案に共通のダム地点であり、分流域案の分岐点である奥只見の視察を致しました。本地点は上越線小出町より東方約十キロにある大湯から枝折峠を越えて入る以外に道路なく、険しい山道を自動車及び一部

徒歩にて約五時間を要し、目下その道路は奥只見開発の第一着手として改修を行いつつあり奥只見の工事が行はれる点にはなほ相当の改修が必要と思はれました。以上で視察した行程を概略御報告いたしました次第であります。本視察を通じていよいよ本流案、分流域案にそれぞれ各関係者から詳細な説明を聞き、只見川開発の認識を新たにして帰つた次第であります。

さて、これから両案の内容を御説明する順序であります。両案の詳細な説明はそれだけでも相当な時間を要し、係数的な説明も甚だ複雑でありますので、それらは専門員に資料を存置してありますので、必要の場合はそれを見て頂くことにいたし、ここでは総合的な事項と両案の特長とに重点を置いて概要を申し上げることにいたします。なお、この問題は我が東京で想像している以上に現地では複雑微妙でありますから、公平に関係者の意見を伝える考えではあります。或いはその意を十分分らないこともあるかと存じますので、あらかじめ御諒承を願います。

先づ東北電力及び福島県の主張する本流案は只見川を本流に沿って段階的に貯水池又は調整池を設けて開発し、全水量及び全落差をその流域内にて利用しようとする案であります。東北電力の計画によれば只見川本流に十二カ所、下流の阿賀野川に六カ所、支流伊南川に三カ所及び沼沢沼揚水式発電所の合計二十二発電所でありまして、完

成後の設備容量合計は約百九十六万キロワット年発電量は約七十四億キロワットアワーとなつており、設備の内訳は既設が伊南川、宮下、新郷、山郷、豊実、鹿瀬の合計約二十四万キロワット、工事中が本名、上田、柳津、片門、沼沢及び宮下増設の合計約二十六万キロワット、未着手及び今後増設予定分は約百四十六万キロワットでございます。東北電力の説明によれば、東北は包蔵水力の豊富な地方と言われるが、現行電気料金を基礎として考へるなら北上川、最上川その他の河川につき経済的に開発し得る地点は少い。かかる状況において只見川は最も有利にして豊富な電源地帯であるが東北地方需用家の電力不足を解消するために会社の運命を賭してもこれを開発しなければならぬと決意し、且つその開発方式は本流案によらなければならぬと強く要望された次第です。

尙、分流量案に対しては、下流に既設発電所がない場合には必ずしも劣つた案とは思われないが、現状において分流量案を実施すれば既設発電所の年間発電量は三億四千万キロワットアワー減少し、又冬の補給電力においても格段の差があるから賛成できない旨の説明がありました。又、問題の奥只見開発に要する期間についても、分流量案は地質調査未了のため長くなり、且つ工事上の難点も予想されるから必ずしも早期開発にはならない旨の説明がありました。

に渡され、公営事業委員会よりは只見川の開発に当つては資金及び発生電力の配分につき両社協力するように指示されたが、東京電力との協議にて意見が一致するに至らなかつた旨の説明がありました。

次に、新潟県主張する分流量案の概要は奥只見ダムに湛水を枝折峠を貫通する十一キロ余の圧力隧道にて信濃川流域の佐賀川に導いて高落差の湯の谷第一発電所を設置し、その放水及び佐賀川の水を合せて隧道により下流の湯の谷第二発電所に導き、その放水を破間川に沿う湯の谷第三発電所に導き、その放水を破間川の水と合せて信濃川沿岸の妙見発電所に導いて発電後に信濃川本流に放流しようというのであります。分流量案は隧道及発電所と完成すればダムは工事の途中でも発電開始のできることを一つの特長としていますが、ダムの高さ一五〇メートル湯の谷第一発電所の使用水量毎秒八二、五トンの場合の出力合計は約四十六万キロワット年間発電量は約二十四億キロワット時と予想されております。本案による工事期間は一部発電迄約三年、完成には四年を要すると言われておりますが、これが早期開発になるといふ理由は、奥只見の水を本流沿いに発電に利用するためには奥只見ダムの完成は勿論のこと、その下流の未着手地点前沢、田子倉、滝、上野尻及び湯川が開発されてはじめて全落差が利用されるが、それは資金的にも工事に上にも実現を望みがたく、日本経済の現状から見て分流量により落差の完全利用を早く実行するほうが有利であると主張されております。第二の利点としては開発費が安いと主張し、第三に信濃川流域

の越後平野の湿田四万七千町歩を乾田化して二毛作による増産を計るためには約三十立方メートル毎秒の水が必要であると主張して居ります。その根拠は信濃川を水源とする灌漑用水百六十二トン、舟運其の他の必要量を五十三トンとして二百五十五トンが必要であるが灌漑期の標準湯水量は百七十五乃至百八十八トンであるから差引き三十五トン乃至四十五トン不足となり、少くとも三十トンの補給を要すると述べて居ります。この計画に見合う増産量は表作の米が二十七万石、裏作をも合せるに米穀換算六十二万石と言われておりますが、これが実現には今後農地改良費の投資を要することは申すまでもありません。

同様の問題が阿賀野川下流の新潟県下の水田にあり、二万三千町歩の耕地と将来六十九トンの灌漑用水を要し、これに舟運その他の用水を加えると百二十一トンの必要量となるが、灌漑期の湯水量は九十五乃至百十トンであるから最悪の場合にも約二十トンの補給を必要とし、これによつて将来米穀換算二十八万石の増産を期待し得ると主張して居ります。阿賀野川の湯水補給は分流量計画とは相矛盾する如く考えられますが、これは本流筋の貯水池の運用により灌漑時期における湯水に對し最低所要水量の補給を要求しているのではありません。以上は新潟県の主張の概要であります。県は昭和二十三年以来本案を提唱しているにもかかわらず、昨年からは行われた調査による只見川開発方式に関する調査が行われた際に分流量案に對しは地質調査その他が行われなかつたこと、本名、上田の水利権移転問題は分流量案を不利にするばかりで

なく、その取扱は納得しがたいものであること等、強い不満の意が述べられました。

只見川の開発方式を論ずるに當つてはOCIの只見川電源開発調査報告書に触れる必要があると考へます。この調査は公益事業委員会が昨年八月に米国の海外技術調査団に調査を依頼し、本年五月に発表されたものであります。当時の通産委員諸君には配布されていると思つてあります。OCI調査団は只見川電源開発に関する各称の案を技術的及び経済的に調査しました結果、それ／＼理由を附して順次に各種の案を排除し、最後まで比較の対象として残されたのが只今問題となつております本流案と分流量案であります。同案について第一次検討の結果は全発電量において殆んど相違が見られなかつたのであります。そこで更に詳細な比較を行うために、一九六〇年における想定電力需用に合せて本流案及び分流量案の双方を修正して比較検討の上で、次のごとく七項目につき説明して本流案を推奨したのであります。

が、分流量案が高いのであります。

(一) 治水関係
同案とも大差はない。精確に言へば本流案のほうが大島と前沢にダムを造り、洪水の流下を遅らせ、且つ緩和する効果を挙げ得るので、分流量案よりも僅かに有利である。併しこれはその他のすべての貯水池の洪水調節能力に比べれば極く小さく、問題とすべきものではない。

(二) 灌漑用水
只見川を信濃川に流域変更することによつて灌漑期に水が放流されるならば、この河川流域の農家が利益を受けるといふことについては疑いの余地はない。ところが、不幸にして水の放流については発電上の要求と、灌漑上の要求とは全く背馳する。信濃川流域における灌漑用水の補給に關しOCIに提出された資料はすべて決定的ものではなかつた。

新潟平野のかかりの範囲は湯川ダム地点より下流の地点において阿賀野川より灌漑用水を受けている。その確な量は不明であるが、灌漑用水を必要として居る。

以上の事実を胸に置いて、本流案の貯水池の操作方式を湯川における灌漑期最低流量を増加して現在の二五％増とするように設定した。

流域変更案によれば、奥只見において水を本流より引いてしまふので、湯川の灌漑期における最低使用水量が現在より二〇％も減少することとなる。

故に一般的結論としては、本流案が農家と工業家との対峙に對する利害關係を解決する最もよい手段を提供するものである。

地質

地質について両案の間で比較検討されたことはない。

本流案の場合には地質の疎相は事実上完備している。これに反し流域変更案の場合には確認できる資料が甚だ少い。

従つて幾多不確実な点があり、これがため流域変更案にとつては直接工事費に影響するばかりでなく、不測の工事遅延に起因する発電量の損失に伴う費用の増大というような影響を与える場合もある。殊に最もその可能性のあるのは湯の谷第一、第二発電所隧道工事、中温泉層に遭遇することである。

工事上の困難

奥只見と湯の谷第一発電所工事に関する困難さは文字通り深刻なものである。冬季間は毎年必ず降る大雪のため工事が遅延されるし、又雪のため毎年数ヶ月間、人及び資材の輸送確保が困難になる。その上、湯の谷第一の分流隧道の地質的不確実性もあつて、本計画の建設には多分に傍俾によらなければならぬことが予想される。

資金

若し只見川計画工事に要する資金がここで勧告しているように七年か八年の間に完成し得るようには整えることができない場合は、開発順序の伸縮性が両案の比較検討上の大事な要素となる。

修正分流案の妙見を除く湯の谷系は単一の系統として企てられた送電線を含めて四百二十億円を超える投資を要するのに対し、修正本流案の最も大きな発電所は奥只見であり、送電線も含めて二百五十億円以下の建設費を以てできるものである。

(b) 運転の伸縮性
流域変更案にとつて最も重大なる弱点の一つは、発電所の運転に伸縮性が全然欠けているという点である。即ち四十一軒に亘る長い隧道に沿つて造られる四つの発電所は一体となつて働かなければならない。而していずれの発電所にも常に変化する日負荷を調整し得る調整池がない。これに反して本流案は伸縮性に富んでいて、発電所の運転上大きな利点を持つてゐる。

以上大要項目に亘る比較の上で、OCIは只見川の開発は修正本流案に従つてなすべき旨の勧告をいたしたのであります。

第十一部 通商産業委員会議録第四号 昭和二十七年十二月十二日【参議院】

の二十八円五十九銭に対し、分流案は二十八円九十二銭と一%程度の差となつて、その他の誤謬を修正すれば、逆に分流案のほうが安くなる。なお、OCIの修正計画は冬期渾水期の補給電力に重点を置き過ぎた結果、本分流案を通じて建設費を高価なものにしてゐるが、特に分流案の特徴を殺し不利な取扱ひとなつてゐる。又、只見川関係全体の開発費概略三千五百億円を考慮するならば、一部開発における分流案の優越性を検討すべきにもかかわらず、最終案のみにつき比較したことは妥当でない等を主張してあります。又渾水用水関係については分流案によれば夏季三十トン前後の発電放水が信濃川に行われる事実を閣下し、本流案について夏期渾水期に阿賀野川最低水量の5%を増すよう勧告し、これにより本流案が有利であるとしてゐるのは水の扱い方に首尾一貫しないところがあり、阿賀野川及び信濃川の渾水用水につき正確な判断を持つて可否が疑問があると述べています。又地質及び工事上の難易等の技術的事項については資料の不足を以て簡単に一蹴してゐるが、国費によるOCIの調査に当り分流案に対するこれらの調査が行われなかつたことに對し大きな不満を表明してあります。

最後に、資金関係につきましては、資金に制約のある場合に、OCI報告は本流案の奥只見は二百五十億円が最大であるが、分流案では四発電所の資金四二〇億円を調達しなければならぬと述べてゐるが、分流案を数個の部分に分けて分割施工すれば本流案を有利とするOCIの理由は成り立たない主張してあります。

本流案を代表する東北電力側は、その意向がおおむねOCI報告に採り入れられたためかと思はれますが、根本的な意見はなく、主として分流案に対する工事施行上の批判が述べられました。その重要なものを述べますと、湯の谷第一発電所の圧力隧道は地質上の不安があるばかりでなく約一〇〇米の水圧を受けるからその施行には非常に困難が予想される。耐圧のため必要なる鉄筋を入れても東北電力管内にて戦時中施行したこの種の水圧管が二個共に漏水を生じて改修した例がある。鉄筋コンクリートの代りに鉄板を使用すれば不安はないが、OCIに示された工事費では足りないと思はれました。

次に、分流案による奥只見ダム建設は五年半を要するが、本流案で進めば田子倉は二年半で完成できるから早期開発の点で本流案のほうが優るとも説明されました。

以上にて私共が現地を視察し、関係諸君から意見を聞き、且つ関係資料を調査しました結果の概要を率直に御報告した次第であります。複雑且つ広範な問題を要約して御報告いたしましたので表現の不適当な個所もあるかと思はれますが、若しかりましたら御許しを願います。

次に、派遣議員として所感を申し上げます。

先ず第一に申し上げたいことは本問題に關係する諸君が実に熱心に調査をしておられることである。立場の相違はありましてもおの／＼必死の勢で本問題に取り組んでおられる実状に接して私共は深く敬意を表した次第であります。それにも拘らず問題が未だに紛糾している原因としては問題の複雑性を挙げるべきであると思ひます。只

見川及び阿賀野川の本流筋のみでも約二百十軒、それに支流を加えた広範な地域に二十数箇所の発電所を建設する重大事業であり、発電所相互の關係、総合開発との調整或は電力需用に對する将来の予想等の組合せによつて各種の解答が出るのでありますから議論を続けずなら除限がないのであります。併しながら一歩退いてOCIの報告について考えますならば、発生電力量についても、建設費単価についても大差がないという事業は両案の調整が必ずしも不可能でないことを示すものと考えられます。分流案の方が発電量がむしろ多いというところは信濃川流域の水が只見川の水に加つて発電する当然の結果ではあります。一応留意をしておく必要がありそうです。

本流案の最重要点はダム式発電により冬季渾水期の補給電力を得ることにかかれてありますが、将来の負荷率の見通しは必ずしも絶対のものとは考え難いのであります。下流発電所の例に見るとよく負荷率低下に際する余地を経済的に考慮し得る範囲にて残すことにより将来の処置はできるものと考えられます。さりとて分流案の主張することく奥只見における流量を全部分流することは不流に對する影響も考えなければなりませんので研究の余地がありますが、新潟県の主張する信濃川流域に必要とする補給用水を得られずなら目的の一半を達し得ることと思はれます。

最後に、今一つ考慮を要する事項は今後数年において開発資金が只見川にどれほど投じ得るやの問題であります。日發當時ならいざ知らず、現状勢にあつて只見川に資金を集中投下する

ことは望み薄でありまして、北海道、九州、四国、中国等各地の電力事情を脱み合せながら資金の用途をつけ、これを最も有効に使用する方途を考えなければならぬと思ひます。

以上諸般の問題を大略的に検討いたしますならば関係者諸君の間でよく調整案ができることと存するのであります。我々もいたしまして腹案の用意があります。ここに申上ぐべきではないと思ひますから調査結果の御報告に止めておきます。

終りに臨み、本問題の視察及び調査に當りましてあらゆる便宜を与えられました関係者各位に対して深甚なる謝意を表し私の報告を終ります。

○理事(竹中七郎君) 只今島議員の御報告に対する質問その他は連合委員会のほうに譲りたいと思ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○理事(竹中七郎君) それではさよう決定いたします。

○理事(竹中七郎君) 次に電気及びガスに関する臨時措置に関する法律案の審議をいたします。

先ず法案の要綱につきまして説明をお願いします。

○政府委員(石原武夫君) 委員長の御指示によりまして、電気及びガスに関する臨時措置に関する法律の要綱と申します。概要を御説明申し上げます。便宜お手許に御参考の資料といたしまして、その臨時措置に関する法律案の概要というのを配りをしてある筈でございます。主としてこれによりまして概略的に御説明を口頭で申し上げます。本法を制定いたします趣旨につ

ては提案理由等で御説明がありましたので省略いたしまして、法案の内容について御説明を申し上げます。

本法は本則が九条、附則が九項から成つておるわけでございまして、本則は今回公益事業に関する規制の本体の規定を書いたものでございまして、附則は第一項が施行の期日でございます。第二項から四項までが経過措置を規定しております。第五項が恒久的な公益事業に関する法令を制定いたします法律の改正審議会の設置に関する根拠規定でございます。六項、七項はこれの新法と旧法及び事業者団体の法との関係の関係を規定いたしましたものでございまして、八項は道路法が改正になっておりますが、新道路法との関係の読み替規定を書いたものであります。九項は、他の法律との関係でその字句の整理のために必要な規定でございます。

以上のような構成でございますが、本法の主たる内容といたしましては従来公益事業令に規定されておりましたような事項につきましては、先般失効いたしました昭和二十七年十月二十四日現在において効力を有しておつた旧公益事業令、それと電気事業再編成令の一部、ここに書いてございまして、六条と附則の十二項及び十六項の、この三項を適用するのだという趣旨の規定を置いておるわけでございまして、それで旧公益事業令は全面的に今度の公益事業に適用するわけでございまして、再編成令につきましては、極く一部、ここにございまして三項だけを適用するということにいたしました理由につきましては、ここに規定をいたしております三項以外につきま

しては、すでに再編成が済んでおりますので、現在はその効力を活かす必要がないという考えでございます。現在まだ問題が残つております三項だけを活かすということにいたしましたのであります。簡単に申しますと、再編成令の六条の第二項という規定は新会社取得いたしました不動産の登記の登録税の免除の関係を規定しております。それから附則の十二項は、この場合の手続を簡単にいたします嘱託登記の関係を規定しております。これら新会社ができました以後の不動産の取得の手続につきましては、非常に多数の件数に上りますので、現在まで約七割少しかりの進行状況であらうかと思ひます。まだ多少残つておりますので、さうな関係でこの規定を今後効力を暫くの間持たして行きたいという趣旨でございます。それからもう一項引用しております附則の十六項は、電力会社等の資産再評価につきましては、一般の会社と特例がございまして、時期等も遅れておりますが、再評価は今年の十一月末現在までできることになつておりますので、その関係につ

きまして通産大臣の認可制になつておる規定がございまして、それを今後再々評価が行われることになつておりますので、その規定の効力を特にならして存続したいという趣旨で置いたわけであります。それからなお本文の但書に他の規定の適用を妨げないというのを書いておきますのは、念のため規定と申上げてよいかと思ひますが、電気事情に關しましては、これだけによるのではなくて、これ以外にでも電氣に關する一般的な法律、一般的な民法商法等の適用もあるのだという趣旨でございます。

う趣旨でございます。

それから附則につきましては、第一項は公布の日から施行するということ、で、できるだけ早く施行したいということ、かような規定にしておるのでございまして、第二項につきましては、この法律ができました際に、これが施行に要するいわゆる命令と申しまするが、省令を制定する必要があるわけでありまして、これは本法が旧公益事業令と全く同様でありますので、それに要します施行の省令も原則として従来ありました省令をそのまま規定すればよいということになるわけであります。たださうにいたしたとき、旧公益事業令の規定によりまして、その六十条によりまして、先ず命令を制定する場合に職権を行わなければならないということになつておりますが、それらの省令につきましては、すでに一度職権の手続を経て制定されておるものでございまして、改めて職権をしないというので、事務的に簡素化すると共に、時間的に早くに本法の施行と同時に省令を施行したいという趣旨で、二項に、新法の施行省令につきまして、旧公益事業令施行省令にありましたが、同様の規則を制定する場合には、職権を要しないという規定を置いておるわけでござい

ます。それから第三項はこの新法が成立いたしまして施行になりますと、旧公益事業令の規定によりまして、許可或いは認可を当然受けなければならない事項が出て来るわけであります。それらの事項につきまして、すでに二十七年十月二十四日當時に許可、認可を受けたものについては、その事項につ

いては改めて認可を受けなくてもこの附則によつて認可を受けたものとみなすということにいたしておるわけであります。

第四項は、以上第二項第三項に規定いたしました以外の事項につきまして、経過措置を規定しなければならぬ事項がございまして、それらは政令によることとしたわけであります。これで規定をいたしました事項につきまして、一、二例を申し上げます。例へば従来旧公益事業令が有効でありました期間内に、いろいろその規定に従ひまして手続をいたしておりました許可、認可の申請事項等で未決になつておるものもございまして、或いは法の空白期間中に今度でございます法律によつて許可認可を受くべきような事項がすでに開始して事業を行なつておるものもあるわけでございまして、それらの問題をどう処理するかについて政令で規定をいたすことにいたしておるわけであります。

第五項は、本法は暫定的な法律というので規定をいたしておりますので、この法によりまして通産省に改正法律の審議会を作ります。そうして広く各方面の御意見を伺ひまして、恒久的な立法を作りたい、そのための委員会を設置する根拠規定であります。それから第六項は、公益事業令のうち、ここに書いてございまして、四十四条、四十五条、五十四条、五十五条というふうなのは、水火力調整金及び電力の融通契約に関する根拠規定でございます。これらは独禁法に抵触をいたしますので、その例外、適用除外を法律に、その新法に基きましてこれらの規定を掲げたいということと

でございます。従来も、実はこの法律にもすでに水火力調整金につきましては明文で四十四条、四十五条は規定がございますが、そのほかに五十四条、五十五条の融通契約に関する部分につきましては、一般的に補助に基く場合には適用除外になるという規定がございますが、今回は補助でなくなりまして法律になりますので、やはりこの規定を入れる必要があつたわけでございます。事業者団体法の改正につきましても全く同様でございます。

それから第八項の道路法の関係につきましては、御承知のように、道路法が先般の国会で改正になりました。十二月一日から新法が施行になることになっております。それで道路法を改正いたしました際に、実は新法と旧法の関係で公益事業令に引用してございまして道路法の一部を置き替へると申します。修正をいたしましたのであります。その施行法が十二月一日から施行になりますので、実はその道路法の改正に伴う措置が効力を発生する前に公益事業令が失効いたしましたので、道路法の改正に際しては、それを見ずして失効いたしましたので、それをこの新法の本文で復活をさせるような措置を講じておりますので、その間新道路法との規定の関係が調整できますように読み替へる規定をここに置いたわけでございます。

それから第九項は、いろいろ他の法律に公益事業令とございまして、この新法の名称に読み替へるという規定でございます。以上が、極く簡単であります。本法の概要でございます。今申述べました点につきましては、先ほど申し

した参考資料に一応同様の趣旨の御説明を附加してございまして、なお法律の条文等は参考資料としてお手許に送付してございまして、御質問がございまして更に附加して御説明を申し上げます。○理事(竹中七郎君) それではこの本案に対して御質問を願います。特に小笠原大臣がおられますので、大臣に対する質問を先ず優先的にお願いいたします。○栗山夏夫君 質問ではありませんが、私質問する前の用意を一つ願つておきたいと思つております。その用意というのは、私はこの法律案の審議は条文だけから見れば非常に簡単なものであります。併しこの法律案を審議するた

めには、将来の電気並びにガス事業に対する施策のあり方というものが、これは根本的に検討されなければならぬ問題であらうと思つております。従つてこの審議というものは相当広汎な内容に私は亘つて然るべきものだとこの工合に考へられるわけですから、そこで先ず第一に、政府のこの法律案の提案理由の説明にありますが、暫定的な措置法のと、恒久法として新電気事業法、新ガス事業法等の制定を慎重にするために、電気及びガス関係法令の改正審議会というものを設置する、この工合にきめられておるのであります。私はこのような結論をお出しになつた意図がわからないのです。というのは日本の電気事業の民主化という考え方を以つて、いわゆるボトムアップによつて電気事業のあり方というものが当時決定されたことは皆さんが御承知の通りであります。従つてそういう精神が将来貫かれて行くものだとす

れば、この提案理由の説明に書かれておるような意味の私は恒久法の考へ方というものは出て来ないのじやないか、こう考へるわけですか。従つて若し当時の電気事業再編成令なり或いは公益事業令等の精神というものに拘泥することなく、新しい電気事業のあり方というものを審議し、それを法制化しようという考へであるならば、この工合に必要になつて来るのじやないかという考へを考へるのであります。従つてここでは何ら私ども御説明を承へることなく、恒久法たる電気事業法、新ガス事業法の制定のために改正審議会を設ける、こういう工合におつしやつております。けれども、これだけでは私どもは理解いたしかねるというところが一つあります。従つてその内容は従来の方針というものを踏襲されて行くような考へ方の下にこの提案理由が述べられたのか、或いは又新しい構想の下に、従来のいろいろな因果関係というものを範疇外に置いて、或る意味で申しますならば、白紙検討をするという形で書かれておるものであります。この点が先ず明らかにせられ、そうしてそれが明らかにされれば、どちらの場合でも結構であります。そういう考へ方に到達せられた理由というものを明確にして頂かなければ、私もこの法律案の審議に入る勇氣がない、そういうことを申上げるわけですか。

○政府委員(石原武夫君) 私からお答えを申し上げますが、只今の御質問のうちこの審議会を作る規定を置きましたのは、御承知のように再編成令及び公益事業令は両方とも補助でできておりますが、そのうち再編成令につきましては

ては先ほどちよつと触れましたようにほぼ一応再編成令の目的は到達をいたしておりました、事実上現在ではほぼ空文といふべきでございまして、今それなつておるわけでございます。今それが働いておることは、先ほどここに引用しております登記に関するような極く一部事務的な技術的な条文だけであります。そこで私も一つの考へといたしましては、再編成令自体につきまして、もう一度再編成令をやり直すか、そのままで触れてこの法律の改正を考へておるわけではございません。実はそこに只今の提案理由にございまして、新電気事業法とか、新ガス事業法を新しく作るにつけて、かような審議会を設けて御審議願いたいという趣旨でございまして、再編成令を又それに代るべきものをその際にもう一度審議をし直して、現在のありまう再編成令が工合が悪ければ直すのだとかいうようなところまでは考へておりません。今の規定で申しますと、公益事業令ならば公益事業令に規定されております事項について、当時補助でできておりました現在におきましてその後公益事業令の運用の実績もございまして、その後のいろいろ経済状況の変化もございまして、そのような点で現在の公益事業令を今の基礎法、電気及びガスの基礎法として適當であるかどうかということ再検討してみたいという考へでございます。

これは如何ような事項について検討するかということにつきましては、いろいろ今後審議会が御検討願うことになりまして、例えば現在では電気もガス

も一本の公益事業令ということになっておりますが、勿論規定の中におきましては多少適用の条文が變つておりますし、はつきり同事業は大部分事情も違ひますので、その辺も全然別にするというこも一つの考へ方でございます。しよして、又一つ大きな考へ方といたしましては、現在は電気事業者が独占供給をやつておりますが、これらの点はいろ／＼かねてから問題がございまして、独占供給につきまして何らかの例外を設けるかどうかということは、非常に大きな問題だらうと思つております。それからすでに御承知のように電力の融通契約の問題とか、水火力の調整金とかいうようなものは一応補助のできた当時の考へ方に基きまして、その根拠になるような規定が入つておるわけでありまして、それらの点につきましても、もう一度再検討しようという考へ方、この委員会を作つて頂きたいというふうに考へております。

○栗山夏夫君 そこで問題があるわけなんです。というのは今局長は電気事業の再編成令にまでバックして検討を加へる意思はないと、こういう工合におつしやつたのです。僕は多分そうだらうというふうに考へたのですが、再編成令なり或いは公益事業令が出た當時には、少くとも今ある電源開発促進法という考へはなかつたはずで、これはあつたというこであらば一つ確認をして置いて頂きたいのです。が、なかつたはずで、又当時電気事業の復元という問題もあの両政令の間にはなかつた。従つてこれに附帯する公納金制度等の問題、そういうような問題、いわゆる政令が出された以後に

第十一部 通商産業委員会全議録第四号 昭和二十七年十二月十二日【参議院】

五

發生しているいろいろな問題があるわけでありまして。そういう問題の全部を検討しようという場合には、勢い再編成令そのものの検討にこれは入らなければならぬ問題であります。そのときにいわゆる再編成令には触れないということになりまして、再編成令がよかつたか悪かつたかは別問題といたしまして、これ自体の欠点というものを我々は指摘しなければなりません。それと同時にあとでいろいろと新事態が起きて来て、その精神が相当曲げられ、或いは曲げられるという言葉は悪いでしょうけれども、少くとも方向が若干変つてくる。そういうものの関連性をやはりこれは吟味しなければこれはできない問題であると思ひます。

今局長が言われているような場合に簡単に言い切つてしまふわけには行かないものと私は考えます。そこで私は問題が重要なものだから、ここで今委員長が何か質問しろというお話しであつたが、そう不意にできないというところを申上げた理由はそこにあるわけなのであります。

そこで私は、次回までで結構でございますけれども、こういうようなものをお出し願えるかどうかというのを伺いたいのではあります。公益事業令なり或いは電気事業再編成令を実施いたしましたあとに起きているいわゆるいい点と悪い点というものを、私は実績についてお話しになつていられると思ひますが、そういうものを行政当局としてどういう工合に分析しキャッチしておられるか。それを一つ具体的に指示し願いたいということが一つ。それから再編成令と密接な関係がある電源開発法、或いはその他いろいろの問題

なるべく審議を円満に運びますから、どうぞよろしくお願いいたします。

○栗山良夫君 電気関係、ガス関係の法律はこれは或る意味においては理窟ばい法律なんです、別にこれだけで私は政府を苦しめようとか、そういう考え方を持っているわけではない、円満に慎重に審議をしようというだけでありまして。ただ方針がしよつちゅうぐらぐらぐらつく。特にこの前の電源開発促進法を審議しますときに、電気事業の再編成というものは成功したのかしないのか、これを率直に政府に聞いても、当時の大臣の皆さんは成功したようでもあるし、しないようでもあるし、何ともかんとわけのわからない答弁で押切られた、そういう沼田の中へ足を突込んだような理論的根拠の下に、又法律を作るとか改正するとか、審議をするとかというようなことは、これはやはり私は電気ガス事業のためにならない。延いては公益のためにならぬから、この点は要するに突込んでお聞きする必要があるということを考へておるのであります。

○理事(竹中七郎君) 別に本日御質疑がありまじやうならば、この程度にしまして散会いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○理事(竹中七郎君) 御異議ないと認めます。では通産委員会はこれを以ちまして散会いたします。

午後三時六分散会

十二月六日本委員会に左の事件を付託された。

一、地下資源調査事業費国庫補助等に関する請願(第五八〇号)

一、産金対策確立に関する請願(第七二八号)

一、電気設備工事費負担に関する陳情(第一八一号)

一、公営電気事業の売買電気料金認可基準改訂に関する陳情(第一八二号)

一、中小企業者に対する年末金融対策の陳情(第二〇〇号)

一、大阪府元東京第二陸軍造兵しょう香里製造所復活反対に関する陳情(第二二七号)

第五八〇号 昭和二十七年十一月二十五日受理

地下資源調査事業費国庫補助等に関する請願

請願者 岩手県議會議長 村上順平

紹介議員 川村松助君

国土資源の活用は、国家的見地に基いてなすべきであるから、府県がある定められた基準あるいは、それ以上の一定の制度による地下資源調査を実施した場合は、相当高率の補助をせられるとともに、地下資源の調査を行う技術員養成機関を設けられたいとの請願。

第七二八号 昭和二十七年十一月二十八日受理

産金対策確立に関する請願

請願者 東京都港区三田功運町二一全日本金属鉱山労働組合連合会内 原口幸隆

紹介議員 島清君

金山の窮状を打開するため、政府は加工用金の価格引上げを実施した。しかるにこの施策が決定すると同時に依渡

金山を始め、有力鉱山が一斉に休産山あるいは企業整備を断行し、他の一部鉱山は採鉱停止や操業停止の状態になり、窮状はますます深刻化しているから、政府買上価格の引上げ、加工用金の使用制限緩和、採鉱奨励金の増額、金鉱業に対する固定資産税等の免除等すみやかに有効適切な対策を講ずるか、あるいは金に対する一切の統制を撤廃せられたいとの請願。

第一八一号 昭和二十七年十一月二十二日受理

電気設備工事費負担に関する陳情

陳情者 長崎県議會議長 岡本直行

電燈および電力の設備申込に対しては、工事費の全額または多額の金額を需用者に負担せしめ、かつその所有権は会社に移属せしめらるることになつて現行の供給規程にははなはだ不合理と思はれる点が多いから、これら工事負担金規程を全般にわたつて改善せられたいとの陳情。

第一八二号 昭和二十七年十一月二十二日受理

公営電気事業の売買電気料金認可基準改訂に関する陳情。

陳情者 長崎県議會議長 岡本直行

電気事業機構改革の機会に、電源開発上公営電気事業の占める重大使命にかんがみ、(一)事業報酬は少くとも建設費の三、五パーセントを容認すること、(二)水利使用料、固定資産税等に相当する支出は原価の構成要素として認めること、(三)運搬維持費の一般経費を当該地区の電力会社の実績相当額まで容認すること、(四)創業費の支出

の償還方を原価構成要素として容認すること、(五)年賦償還金の償還期限の現実性を認めること等について検討を加えられたとの陳情。

第二〇〇号 昭和二十七年十一月二十六日受理
中小企業者に対する年末金融対策の陳情。

陳情者 広島県尾道市土堂町六〇五尾道商工会議所会頭 金尾馨外十二名

年末を控え中小企業者の金融難は益々深刻の度を加えているから、これが打開のため、(一)大幅な中小企業年末融資金を放出して地方産業、中小企業と関連の深い金融機関の予託額を増加すること、(二)普通銀行に対しても大都市偏重、大企業重点の融資方針を中小企業貸出額に相当額振向けること、(三)これ等融資保証の裏付けとして各地信用保証協会の活用ならびに積極的育成を図ること等の措置を講ぜられたい等の陳情。

第二一七号 昭和二十七年十一月二十八日受理

大阪府元東京第二陸軍造兵しよう香里製造所復活反対に関する陳情
陳情者 大阪府枚方市長 寺島宗一郎外三名

今回旧軍施設跡(東京第二陸軍造兵しよう香里製造所)を復活して、最も危険なる兵器火薬のてん薬、砲弾組立貯蔵に供せられんとする計画あるを聞き、枚方、寝屋川両市民は不安と危く念におおわれている。ついで、明治四十二年八月、昭和十四年三月両度の火薬大爆発の悲惨事を再び繰り返さぬため、同製造所の復活に反対である

との陳情。

十二月九日本委員会に左の事件を付託された。

一、織物消費税法の廃止に伴う特別措置に関する法律案(境野清雄君外五十四名発議)

織物消費税法の廃止に伴う特別措置に関する法律案
織物消費税法の廃止に伴う特別措置に関する法律

第一条 政府は、旧織物消費税法(明治四十二年法律第七号)の規定により消費税を納付した織物若しくは納付すべきであつた織物又はこれらをもつて製造した物品(以下「織物等」という。)を昭和二十五年一月一日午前零時において所持していた織物等の製造者若しくは販売者又は命令で定めるこれらに準ずる者(これらの者が死亡し、又は解散したものである場合においては、相続人又は清算中の法人、合併後存続する法人その他命令で定めるもの)に対し、当該織物等に係る消費税に相当する金額を限度とする金額を総額十億円の範囲内で、昭和二十八年度中に交付する。

第二条 前条の規定により交付する金額は、通商産業大臣が大蔵大臣と協議して定める基準に従い、通商産業大臣が定める。

第三条 前二条の規定により交付を受けようとする者は、命令の定めるところにより、この法律施行後三箇月以内に通商産業大臣に申請しなければならない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十七年十二月二十四日印刷

昭和二十七年十二月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局